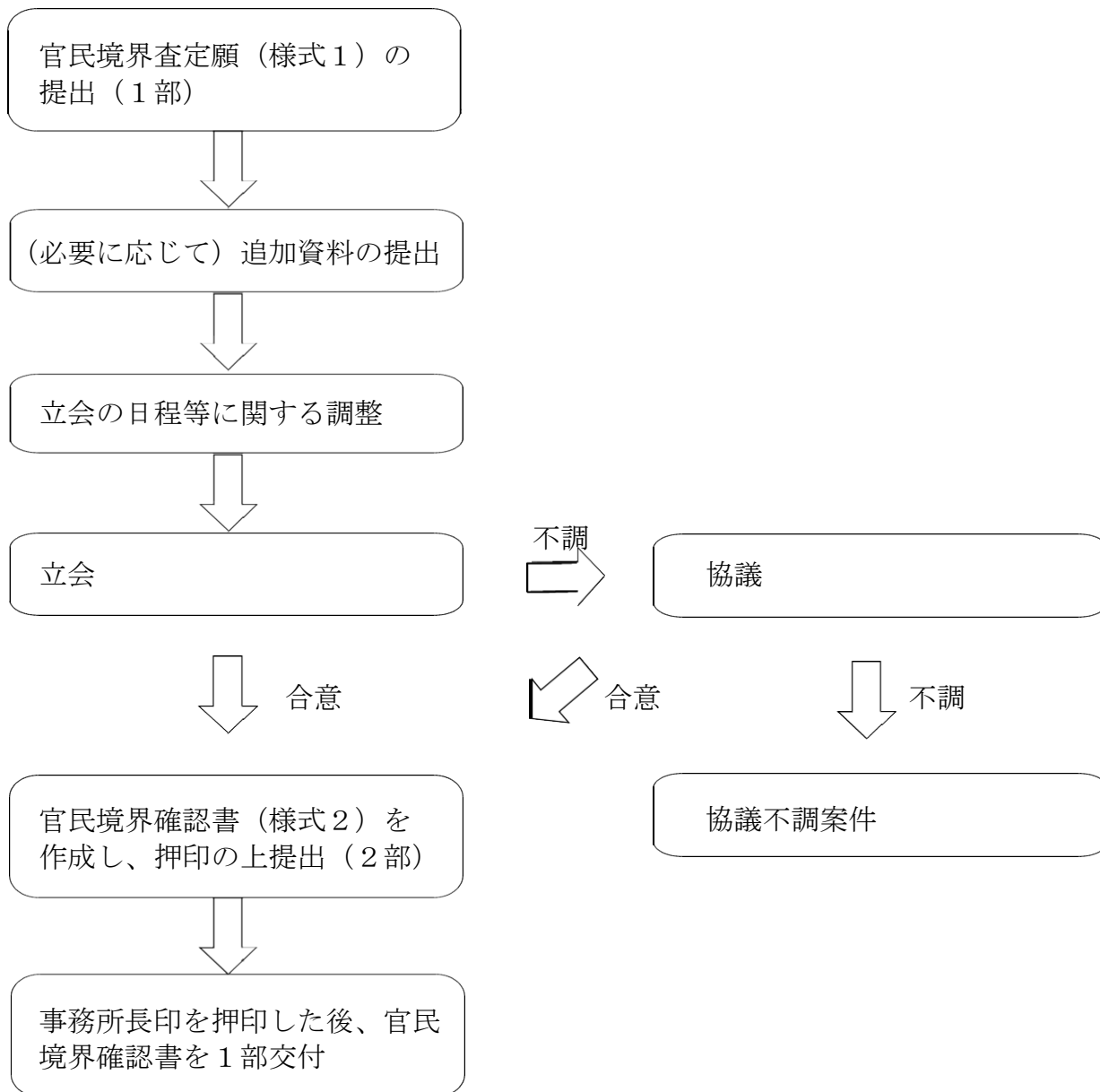


# 官民境界確認に必要な諸手続について

中部地方整備局 岐阜国道事務所

官民境界確認に必要な諸手続につきましては、下記に記載された事項に従って下さい。  
なお、申請に必要な各種様式、および何かご不明な点がございましたら、申請窓口へお問い合わせください。

### 標準的な流れ



## 1 申請を行う前に

### (1) 境界確認を行う土地の範囲について

境界確認を行う土地の範囲は、国道と隣接する申請地との境とします。（点接地を含む）

### (2) 既に境界確認が済んでいる土地について

既に境界確認が済んでおり、土地所有者および現況が、その当時と変わっていない場合は、改めて境界確認を行う必要がありません。その場合は、申し出てください。

### (3) 提出書類について

① 添付書類については、原本を提出することを原則としていますが、写しを提出する場合は、調査士等による原本証明を行って下さい。

② 添付書類の発行日、図面の作成日、および原本証明の日付は、それぞれ提出の3ヶ月以内としてください。

## 2 申請者について

申請者は、土地所有者もしくは土地所有者から委任を受けている者（主に土地家屋調査士、以下「調査士等」という。）とします。

### (1) 法人が申請する場合

① 法人の代表者。

② 法人が解散または破産等している場合は、清算人または破産管財人等。

③ 定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合は、当該定款等に定める者。

④ 特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為に定める者

### (2) 共有地の場合

共有地の場合は共有者全員。

### (3) 相続人が申請する場合

① 相続人が決定している場合は相続人本人

② 相続人が決定していない場合は法定相続人全員。

(4) 制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）である場合  
当該制限能力者の法定代理人（親権者等、成年後見人、保佐人及び補助人）

### (5) 当該土地が信託財産である場合

委託者及び受託者

## 3 官民境界査定願（様式1）および添付書類の提出について

申請者は、次に掲げるものを1部提出してください。

なお、(1)～(5)は必須とし、(6)以降は該当する場合に提出してください。

(1)官民境界査定願（様式1）

- (2) 位置図  
5万分の1の図面のコピー（申請地は赤く着色してください）。
- (3) 案内図  
住宅地図などに赤色で明記したもの。
- (4) 公図  
法務局備え付けの公図  
方向、縮尺を明記し、官民境界線を赤線で明示してください。
- (5) 登記全部事項証明書  
① 申請地に関する登記事項証明書  
② 登記事項証明書記載の住所と現住所が異なるときは、公的証明書で住所移転の経緯が確認できる書類を提出してください。
- (6) 委任状  
・調査士等へ委任する場合に提出してください。  
・土地所有者が複数いて、代表者に境界確認権限を委任する場合に提出してください。  
・代理人がさらに復代理人に委任する場合は、代理人から復代理人への委任状も必要となりますので、ご注意ください。
- (7) 申請地において、過去の境界確認事跡がある場合  
地積測量図等境界確認の参考となる資料。
- (8) 周辺において、過去の境界確認事跡がある場合  
地積測量図等境界確認の参考となる資料。
- (9) 土地所有者が登記名義人と異なる場合  
申請地の所有者であることを証明する売買契約書等。
- (10) 個人が申請する場合  
個人を特定することのできる公的書類。
- (11) 法人が申請する場合  
① 法人の代表者が申請する場合は、『代表者事項証明書』。  
② 法人が解散している場合は、清算人であることを証する公的書類。  
③ 破産管財人等が申請する場合は、破産管財人選任証書。  
④ 定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合は、専決権を有する旨の規則等の写しまたは証明書。
- (12) 共有地の場合  
共有地全員で申請することとし、共有者の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状を添付してください。
- (13) 相続人が申請する場合  
① 相続人が決定している場合  
遺産分割協議書一式（写）等、相続を証する書類。  
② 相続人が決定していない場合  
相続関係説明図  
・確認に必要な戸籍謄本、住民票謄（抄）本等を添付。

- ・作成年月日および作成者氏名を記入し、作成者印を押印してください。
- ・相続人の代表者が申請する場合は、代表者以外の相続人全員の委任状を提出してください。

(14) 制限能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）の場合  
法定代理人（親権者、成年後見人、保佐人及び補助人）となり、当該法定代理人であることを証明する戸籍謄本等の書類を提出してください。

(15) 土地が信託財産の場合  
申請地の土地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者が共同で申請してください。

(16) 土地が差し押さえられている場合  
申請地の土地が差し押さえられている場合は、債権者の同意書を添付してください。

#### 4 立会について

立会は、土地所有者（法人を含む）もしくは、調査士等が行ってください。

##### (1) 立会の日程調整

立会の日程調整は申請者が行ってください。

なお、立会は土地所有者全員により行うことを原則としますが、立会うことができない者がいる場合は、その者の委任状（様式3）を提出してください。

代理人がさらに復代理人に委任する場合は、代理人から復代理人への委任状も必要となりますので、ご注意ください。

##### (2) 立会者

境界確認における立会者は、以下のとおりとします。

- ① 担当官
- ② 申請者もしくは調査士等
- ③ 担当官がその他に必要と認めた者に対して、立会をさせることがありますので、ご了承ください。

##### (3) 立会について

###### ① 立会の実施方法

立会は現地立会とします。

###### ② 立会を行った時は、以下のこと双方で確認します。

- ・立会者による境界同意の意思表示の有無
- ・境界に対する疑問、根拠および見解など、当日提起された事項

###### ③ 写真

申請者は、境界線が分かる全景写真、および合意した全ての境界標の写真（遠景および近景）を撮影してください。

（官民境界確認書（様式2）の添付書類（後記「5（3）⑥写真」参照）として使用します）

##### (4) その他

境界について疑義が生じた場合、その場で解決できないこともありますので、ご了承ください。

## 5 官民境界確認書（様式2）について

立会終了後、境界について異存が無い場合は、官民境界確認書（様式2）を提出してください。

提出後は、事務所長が記名押印した後に、1部を交付します。

### (1) 必要事項の記載

土地所有者の住所、氏名、立会年月日、および土地の表示は漏れなく記載してください。

### (2) 署名および押印

土地所有者は自署し、印を押印してください。（共有地の場合は全員）

### (3) 添付書類

添付書類は、下記に掲げるものとします。また、添付にあたっては境界線を朱書きしてください。

① 位置図 5万分の1の図面のコピー

② 公図 法務局備え付けの公図

③ 実測平面図

実測した1/500程度の平面図で、方位、縮尺を明記し、申請土地および全面道路全幅員がわかるようにし、官民境界線を赤線で明示してください。

横断面図の位置、座標値および基準点を明示してください。

図面作成者が押印してください。

④ 横断面図

1/250程度で縮尺を明記し、申請土地の両端（両端が不可なら両端に近い管理点）で実測した横断面図で、前面道路全幅員がわかるようにし、官民境界線を赤線で明示する。

障害物がある場合は、中央分離帯までや歩道のみでもよい。

⑤ 写真

国土交通省（旧建設省）用地境界杭、鋸またはプレートの位置をポールで示し、立会者双方が写っている写真（遠景）および杭、鋸またはプレートを視認できる写真（近景）を添付してください。また、遠景、近景は同一方向から撮影してください。

写真で境界の全景が確認できない場合は、全景写真を添付し、官民境界を赤線で明示してください。

境界標の番号順に添付してください。

### (4) 提出部数

土地所有者は、官民境界確認書（様式2）、添付図面、および写真を2部提出してください。

なお、提出書類は袋とじ製本して割印してください。

## 6 協議の不調

次に該当する場合は、協議不調案件となります。

- (1) 国土交通省所管の国道と接していないことが確認された場合
- (2) 申請地において、所有権の帰属または土地の境界について係争中である場合
- (3) 境界が既に確認しており、土地所有者および登記名義人が前回の確認時と同一の場合
- (4) 申請書受理後、土地所有者が申請資格を喪失した場合
- (5) 追加資料の請求後、3ヶ月を経過しても提出が無かった場合
- (6) 担当官が官民境界査定願（様式1）を受理してから、おおむね6ヶ月以内に境界確認の協議が成立しない場合

## 7 官民境界確認に必要な様式について

下記の所定様式が必要な場合、および詳しい作成方法につきましては、担当官へお問い合わせください。

### (1) 官民境界査定願（様式1）

官民境界の確認が必要なときに、必要書類を添えて提出してください。

### (2) 官民境界確認書（様式2）

境界が確認したことを証する書類です。

境界について合意した場合は、申請者が記名、押印し、公図または14条地図、実測平面図および境界標の写真を添付の上、袋とじ製本して割印を押印し2部を申請窓口へ提出してください。事務所長等が内容を確認した後に、記名、押印し、1部を交付します。

### (3) 委任状

調査士等に測量・確認書作成等の手続きを委任する場合に提出してください。

土地所有者が複数いて、代表者に境界確認権限を委任する場合に提出してください。

代理人がさらに復代理人に委任する場合は、代理人から復代理人への委任状も必要となりますので、ご注意ください。

委任された人と違う人が書類の作成を行う場合も委任状（復代理人となるため）が必要となります。

様式1

令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局  
岐阜国道事務所長 殿

(申請者)  
住 所  
氏 名  
電 話 ( ) 印

### 官民境界査定願

下記土地の官民境界の査定を願いたく申請する。

#### 記

1. 申請土地の所在 (例) ○○市○○町○○番○○号
2. 土地の所有者 (現住所及び氏名)
3. 立会を申請する理由  
※理由は具体的に記載して下さい。  
(例：登記関係 (分筆・地積更正等)、建築確認申請、開発許可申請、物納、  
売買、財産保全、贈与、国有地の買受など)
4. 立会希望年月日 令和 年 月 日
5. 添付書類 位置図、案内図、公図、登記全部事項証明書、  
その他必要な図書

※添付書類については、次ページをお読み下さい。



(1) 添付書類

- ・位置図 5万分の1の図面のコピー
- ・案内図 住宅地図など図面
- ・公図 法務局備え付けの公図
- ・登記全部事項証明書
- ・その他必要な図書  
申請行為を委任される場合は、委任状（法人にあつては資格証明書を添付）  
添付すること。  
（行政機関等にあつては、契約書（写）を添付することができる。）

(2) 提出部数 1部

## 官民境界確認書

国土交通省管理に係る一般国道 号に隣接する貴所有の下記土地については、双方立会のうえ確認したのでこの確認の証しとして確認書2通を作成して甲、乙、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

### 記

1. 土地の表示

2. 立会年月日 令和 年 月 日

3. 立会者 国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所  
○○維持出張所 ○○係長 印

申請者（又は受任者） 印

4. 添付書類 位置図、公図、実測平面図、その他必要な図書

国部整岐一管第 号  
令和 年 月 日

甲 住所 岐阜茜部本郷1-36-1  
氏名 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長

乙 住所  
氏名 印

※添付書類については、次ページをお読み下さい。

(1) 添付書類

位置図 5万分の1の図面のコピー

公図 法務局備え付けの公図

実測平面図 実測した1/500程度の平面図で、方位、縮尺を明記し、申請土地および全面道路全幅員がわかるようにし、官民境界線を赤線で明示してください。

横断面図の位置、座標値および基準点を明示してください。

図面作成者が押印してください。

横断面図 1/250程度で縮尺を明記し、申請土地の両端（両端が不可なら両端に近い管理点）で実測した横断面図で、前面道路全幅員がわかるようにし、官民境界線を赤線で明示する。

写真 国土交通省（旧建設省）用地境界杭、鋸またはプレートの位置をポールで示し、立会者双方が写っている写真（遠景）および杭、鋸またはプレートを視認できる写真（近景）を添付してください。また、遠景、近景は同一方向から撮影してください。

写真で境界の全景が確認できない場合は、全景写真を添付し、官民境界を赤線で明示してください。境界標の番号順に添付してください。

その他必要な図書

(2) 提出部数 2部（袋とじ製本）

(参考様式)

## 委 任 状

住 所

氏 名

上記の者を代理人として定め、下記1の土地における、下記2に関する行為を委任します。

### 記

- 1 土地の所在
- 2 委任する権限

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

(作成上の留意事項)

調査士等に測量・確認書作成等の手続きを委任する場合に提出してください。

土地所有者が複数いて、代表者に境界確認権限を委任する場合に提出してください。

行政機関等にあっては、契約書（写）を提出することができる。

必要に応じて適宜、加除修正すること。

代理人がさらに復代理人に委任する場合は、同様（委任内容が異なる場合は変更してください）に記載された代理人から復代理人への委任状も必要となりますので、ご注意ください。

●申請手続きの窓口

**岐阜国道維持出張所**

所在地；岐阜市茜部本郷 1 - 3 6 - 1

電話番号；0 5 8 - 2 7 1 - 9 7 1 7



**【管理区間】**

○国道21号

各務原市鷺沼～大垣市和合新町

○国道22号

一宮市北方町～羽島郡岐南町

○国道156号

羽島郡岐南町～美濃市松森

**大垣維持出張所**

所在地；大垣市長松町高西 1 0 8 1 - 1

電話番号；0 5 8 4 - 9 1 - 5 0 2 8



**【管理区間】**

○国道21号

大垣市和合新町～不破郡関ヶ原町

○国道258号

大垣市楽田町～桑名市多度町

### 美濃加茂国道維持出張所

所在地；美濃加茂市本郷町3-2-12

電話番号；0574-26-2151



#### 【管理区間】

- 国道21号  
御嵩町上恵土～各務原市鷺沼
- 国道41号  
可児市東帷子～白川町坂ノ下

### 八幡維持出張所

所在地；郡上市八幡町稲成525-1

電話番号；0575-65-3938



#### 【管理区間】

- 国道156号  
美濃市松森～郡上市白鳥町向小駄良
- 国道158号  
郡上市白鳥町為真～福井県大野市東市布